

質問回答

2013年7月30日

「インド国南部インフラ開発マスタープラン策定協力準備調査」

(公示日：平成25年7月3日 / 公示番号：2) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	1 ページ、1. 調査の背景	<p>本指示書にはインド国政府と貴機構が本調査の実施に必要な体制及び調査内容について 2013年5月に合意した、とあります。</p> <p>インド政府から調査団に対する便宜供与がありましたら具体的にご教示くださいませ。</p> <p>併せてオフィススペースの供与の有無(もしある場合は場所、広さ、設備等)を確認させていただきたく存じます。</p>	<p>インド政府から調査団への便宜については現時点で特に決まったものはありませんが、担当者の配置・紹介や制限区域(港湾ターミナル内等)へのアクセスなど、必要に応じて供与される予定です。オフィススペースの供与はございません。</p>
2	業務指示書 P4 第7 見積価格及び内訳書	<p>業務指示書において現地作業用事務所の設置について何ら言及がないように見受けられますが、現地事務所設置についてはコンサルタントが自ら手配し、見積もりに含めるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>オフィススペースの供与はございません。必要に応じてコンサルタントが自ら手配し、見積もりに含めてください。</p>
3	貸与資料	<p>インド政府と合意した本業務の英語版 TOR が貸与されましたが、業務指示書と内容が異なる場合は、業務指示書が優先されるということでしょうか。</p>	<p>日本語の業務指示書は英語版 TOR に記載される目的を達成するために一部補足がなされております。その点は業務指示書が優先されるとご理解ください。</p>

4	業務指示書 P18 B-5□	“データベースの構築に際しては最新技術を活用し、行政や政策担当者及び投資家の使いやすいものとする”とありますが、これは本項目前段の“データベースの構成戦略の立案”だけでなく、データベースの構築をコンサルタントが行うということでしょうか。	コンサルタントの役割はデータの収集・整理とデータベースの構成戦略の立案です。データベースの構築をコンサルタントが行う必要はありません。
5		外国籍人材の活用について、国際協力機構の資格審査を受け、共同企業体を結成した外国法人に所属する外国籍人材は、業務指示書に定義される外国籍人材に該当するのでしょうか。	国際協力機構の資格審査を受け、共同企業体を結成した外国法人に所属する外国籍人材は、業務指示書に定義される外国籍人材に該当するとみなします。
6		共同企業体を、内国法人と外国法人で結成する場合、外国法人の社員が評価対象者となることは可能なのでしょうか。	可能です。
7		今回の指示書では、現地事務所に関する便宜供与(州政府内での場所の利用可能性等)について言及がありませんが、州政府等からのプロジェクトオフィス用の場所の提供は受けられないのでしょうか。	オフィススペースの供与はございません。必要に応じてコンサルタントが自ら手配し、見積もりに含めてください。
8	業務指示書 P9 A-4	指示書、A-4 (P9)に書かれている「代替案」が何の代替案を指すのか(ノードの代替案という理解で良いのか)、ご教示下さい。	ノード及びノードに関するプロジェクトよりも上位の政策、計画、プログラムの代替案です。

9		<p>指示書で、「環境社会配慮クリアランスの取得について、パートB(2014年4月～)開始前にコンサルが実施する」とありますが、ノード等の特定は2014年1月以降になることが予想され、日本側業務としてのSEA実施後に、パートB開始時点までにクリアランスを取り終わることは困難かと思われませんが、インド側でクリアランス遅延が生じた場合、パートBの開始が遅れるということでしょうか。</p>	<p>パートB開始前にインド側が「コンサルタントを別途雇用する」のであり、完了までを約束するものではありません。したがってクリアランス取得の遅れによってパートBの開始が遅れることはありません。</p>
---	--	---	--

以上